

Title	マカオのコレジオ(六)
Sub Title	The college of Macao (6)
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.2 (2000. 3) ,p.27(195)- 65(233)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのコレジオ（六）

高瀬弘一郎

マカオ・コレジオのレンド・年間経費について既に記したので、同コレジオの負債について少し記す。

初めてその負債についての記載が見えるのは、一六〇三年一一月一五日付けマカオ発、ヴァリニヤーノの総長宛て書簡のようである。すなわち「この〔マカオ〕コレジオは一八〇〇タエルの負債があり、三〇〇タエルまでのレンタしか持たない。」と見える。一五九四年一二月一日の発足以来ここにきて恐らく初めて借金をしたわけだが、それには事情があった。一六〇五年一月二〇日付けマカオ発ヴァリニヤーノの総長補佐宛て書簡に、次のように見える。

「当〔マカオ〕市の住民たちは、昨年教会を建設した

ことで、このコレジオが多額の負債を負っていることを知り、院長パードレに対してもよそ一〇〇〇タエルの喜捨を与えた。これによつて、彼は負っていた負債のかなり部分を返済した。」

昨年教会を建設したというのは、コレジオに隣接するマードレ・デ・デウス教会（サン・パウロ教会ともいいう）が一六〇一年壁を残すのみに焼失したため、それを再建したことを指している。その再建にともない、コレジオが多額の負債を抱えることになった。それを救済するためにはマカオ住民たちがコレジオ院長に一〇〇〇タエルの喜捨を与え、これによつて負っていた負債をかなり返済出来たという。つまり先の一六〇三年一一月一五日付けヴァリニヤーノの書簡に見える、コレジオが抱える一八〇〇タエルの借金とはすなわち、この時の教会再建

のためのものであり、その後一六〇五年一月二〇日までの間に、住民の喜捨によりその内の一〇〇〇タエルを返済することが出来た。そして残る負債は八〇〇タエルとなつた、という事情を知ることが出来る。

一六一一年一月二四日付けマカオ発、ディオゴ・ピントの総長宛て書簡に次のように見える。

「世俗的な事柄に関して言えば、このコレジオは、日本がそれに与えたもの以外にはレンドを持たないこと、および院長はそのために喜捨^(エスキモー)を求めねばならないということを、貌下はよくご存じである。この度、日本からのナウ船が沈没したので、（すべてをこのナウ船に積み込んでいた）当市はすべてを失つてしまい、そのため喜捨を与える者はいないし、〔資産を〕持つ者たちは、そのすべてを隠匿する。というのは、この混乱がどう収まるか分からぬからである。もつとわるいことには、前任の院長が多額の負債を残した。皆がわれわれを苛立たせる。なぜなら彼らは窮乏しているからだ。日本「イエズス会」は資産^(カバダル)を失つたばかりでなく、「コレジオが負っている負債を、果たして何時返済出来るものか私は分からぬ。」

文中に見える日本からのナウ船が沈没したというのは、

マカオ・コレジオの財務に纏わるいろいろな出来事に

ノツサ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号（以下グラッサ号と略す）が一六一〇年一月、長崎湾で燔沈したことを指す。そのためマカオ市民は窮乏に陥り、コレジオに喜捨をするどころの話ではなくなつたという。また前任コレジオ院長が多額の負債を残したともいう。一六一一年一月二四日現在の院長はフランシスコ・パシエコであり、前任者はヴァレンティン・カルヴァーリョである。在任期間は一六〇一年三月～一六〇九年五月である。⁽⁶⁾右の在任期間からして、前院長カルヴァーリョが残した借金とは関係なく、それ以前のものだということが分かる。つまり先に記した通り、一六〇五年一月二〇日現在コレジオは八〇〇タエルの負債があつたことが分かつているが、カルヴァーリョはこれだけの債務か、或いはその上にさらに借金を重ねて、院長職をパシェコに受け継がせたことが分かる。一六〇一年の教会焼失にともないコレジオが負つた借金が、その後コレジオの財務に大きな負担となつてのしかかつたわけである。

ついて、史料を追つてみる。右に一六一年一月二四日付けディオゴ・ピントの書簡を引用したが、すぐ続いて次の記述が見える。

「先日プロクラドールは私に次のように語つた。日本「イエズス会」は以前は五〇～六〇キントルしか船積みしなかつたのに、このナウ船「グラッサ号」では生糸細糸一三〇キントルを失つた、と。その上院長パードレが私に次のように言つた。何人かの日本人はナウ船が沈没する前に、ナウ船に積んで所有していた生糸を、琥珀織や綾子の如き反物との交換で「われわれに」与えた。したがつて、日本人はわれわれの反物を手に入れ一方で、われわれの方は、彼らがわれわれに与え、未だナウ船に積んだままであつた生糸を失つてしまつた。私はそのような大きな危険を冒しているということを聞いた時は、非常に危険な航海をするナウ船一艘にこれほど積載したことに驚いた。というのは、「一六〇九年グラッサ号が」当地から日本に向けて発つ前に、マラッカから次のような情報が届いた。すなわちオランダ人が、当港を発つた「シバルカーンエス」を「マラッカ」海峡で捕獲した。彼らは、それら「の船」に積まれていた定期航海の「カピタン・ダ・ヴィアジエン」の書簡を入手した。そこには、来る五月二〇日

に当地から日本に向けて発つ予定だと記してあつた、と。さらに、「オランダ人は」途中で待機してそれ「ポルトガルのナウ船」を捕獲するために、ナウ船団を派遣することに決めたという情報が届いた。彼らはその通り実行した。しかしある人物がナウ船を渡来させたのだ。

これとは別に差し迫つた理由もあつたのだ。すなわち、当地にいた日本人たちが国王の判事たちに反抗して当市で暴動を起こした際、ポルトガル人たちが日本人五三人を殺害した。日本の国王がこの殺害に怒り、ナウ船を捕獲して彼らに復讐をするに相違ないと、懸念された。それにもかかわらずプロクラドールは、あらん限りのものを送りたがつた。そして何もそれほど危険を冒すわけではないのだといつて彼が挙げた理由は、そこ「日本」から「船が」来た際、そうするよう日本で彼ら「在日イエズス会士」が命じたのだという。しかし、彼ら「在日イエズス会士」がそのような命令を与えたのなら、彼らは当地での経緯を知らなかつたのだ。私は年老いているので、常にこれを嘆いた。私の書簡が届いたら、これほど大きな危険を冒しているのだ、一つの管区を危機に陥れているのだと私が言つてゐることが、貌下にお分かりになるであろう。

今プロクラドールは、教会の銀を自分に与えてくれるよう求めている（彼はこのようにして大きな危険を冒す結果となつたのだ）。そこで、何らかのものを日本に送るために、ランプに加えてさらに銀が彼「プロクラドール」に与えられるが、それを危険に曝すことや、教会の銀を取得することに対し貌下が命令を与えて下さるなら、当地ではうれしく思うだろう。というのは、「ノッサ・セニョーラ・ダ・グラツサ号事件後の日本イエズス会の」この窮状を救うために、ランプと蠟燭立てアランプ&カスティイナエスとが奪われることになるからである。（日本「イエズス会」は今年一六一一年を過ぎることが出来るだけのものを、そこ「日本」に持つてゐるのだと言う者もいるが）。

またそれら「ランプ・蠟燭立て・銀」を与えるのは財産管理人モルドモスであるが、彼らはこれを悪く取るに相違ないからだ。私は、後でまた別のランプと蠟燭立てが「同じ目的で」作られると思う。折角与えられたものをわれわれが潰してしまうのを見て、人々は肝を潰すし、またこのコレジオの歴代院長レクトレスは日本から来るからでもある。「彼らにとつては」日本に対して抱く情熱がすべてである。というのは、直ぐにそこ「日本」に戻らねばならぬからだ。彼ら「院長」を当地に送つてくる上長スペリオルは彼

地「日本」におり、彼ら「院長」が日本に対して熱心であるのを喜ぶ。

別の便ヴァイスで私が書き送つた通りであるが、この他にも、われわれの「会員」仲間たちが当地「マカオ」の何人かの妻カザードス帯者から取得し、沈没したナウ船に積載して危険を冒して送つたと言う金の問題がある。この度これら妻帯者の内の何人かが、当地でわれわれに対して「その支払いを求めて」訴訟を起こした。われわれに対して訴訟を提起しない人々は、自分たちがわれわれ「イエズス会士」の友だということを表明するためにそうするのだ。この出来事については、日本から貌下に書き送られるものと思う。⁽⁷⁾

この書簡を認めたディオゴ・ピントはポルトガル人で、一五六七年イエズス会入会、七三年司祭叙階、七六年印度に渡來した。九五年マカオに来て、一六一八年一一月二〇日同地で死亡した。この間コレジオでラテン語と良心問題を教え、その副院長ミニストロを三年間務めた⁽⁸⁾。副院長を三年間務めたという点であるが、一六〇四年一月二五日作成のカタログにすでに彼について「マカオ・コレジオの副院長を務めた。」と見えるので、彼が右の書簡を記した一六一一年一月二四日当時は、すでにその職を辞し

てかなりな年月を経ていたわけである。ただマカオ・コレジオやその他イエズス会の財務に、相当精通していたであろうということは推測出来る。

三

右はコレジオの財務の内幕を暴く興味深い史料である。解釈に難渋する難しい文章であるが、おおよそのような事実を知ることが出来る。

一、プロクラドールが言うには、以前は日本イエズス会は通常五〇～六〇キンタル（ピコと同⁽¹⁰⁾）の生糸を船積みしていたが、このグラッサ号には一三〇キンタルを積み込んでいて、それを失つてしまつた、とのことであつた。ここに見えるプロクラドールであるが、コレジオのプロクラドールもいたが、ここではコレジオに駐在する日本イエズス会のプロクラドールのことであろう。ノッサ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号事件⁽¹¹⁾当時の同プロクラドールはジョアン・コエリョであった。⁽¹²⁾

二、院長（フランシスコ・パシエコ⁽¹³⁾）が言うには、何人かの日本人との間で同船の燔沈前に、船中に積載の彼らの生糸をイエズス会が受け取る一方、陸上にあるイエズス会の反物を彼らに引き渡すという交換をした。同船

燔沈により、陸揚げ済みで日本人たちの手に渡つていた反物は助かつたが、未だ船中にあつたイエズス会の生糸は、船とともに失われた。つまりイエズス会は、グラッサ号に積んでマカオからもたらした生糸一三〇キンタル（＝ピコ）、および反物との交換で日本人たちから受け取った生糸（量は不明）を、同船燔沈によつて失う羽目になつた。なおイエズス会がグラッサ号に積み込んだ生糸量については、カルヴァーリヨの『弁駁書』には一〇〇ピコと記してある。⁽¹⁴⁾

グラッサ号積載生糸については取引価格決定以前に、つまり売買成立以前に事件が発生して同船は燔沈してしまつた。⁽¹⁵⁾したがつてここで同船が積載していたイエズス会の反物と交換したという、同じく同船積載の日本人たちの生糸というのは、その日本人たちが購入したものではなく、買付を委託した生糸が同船によつて齎らされたものだと考えてよいであろう。彼らはその自分たちの生糸をそのまま受納することをせずに、同じ船に積載されてきて、すでに陸揚げ済みであつたイエズス会の琥珀織・緞子と言つた絹織物と交換をして受け取つた。一方イエズス会の方は交換によつて取得した生糸をそのまま船中に積載したままにしておいたがために、事件発生に

ともない失う羽目になつたという次第である。

何故にここで、生糸と織物との交換が行われたのであらうか。ノッサ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号事件により同船が炎上沈没したのは一六一〇年一月六日であるが、⁽¹⁶⁾ 一六一〇年三月一四日付け長崎発パシオの書簡には、今年の日本の生糸相場は異常な高値だと記されている。⁽¹⁷⁾ 右のパシオの書簡は、グラッサ号燔沈後に記されたものであるので紛らわしいが、実はそれ以前にもすでに、国内の生糸市況が騰貴していたという。それは『当代記』慶長一四年一二月条に、「去夏〔つまり一六〇九年夏〕、黒船數艘着けれども、糸の売買于今不^止間、京都糸同板物甚高直也」⁽¹⁸⁾ と見える通りである。同書の同年六月九日（一六〇九年七月一〇日）条に、「黒船并小黒船二艘」⁽¹⁹⁾ が六月一日に長崎に着船した旨記されている。黒船數艘とはこれら三艘を指しているのであろう。この内黒船とあるのはグラッサ号であるが、小黒船二艘の内の一艘は、イエズス会「教商」ヴィセンテ・ロドリゲスの持船である⁽²⁰⁾ ということは旧稿に記した。

とにかくこれらの貿易船が舶載してきた生糸・板物（絹織物）について、慶長一四年一二月になつても売買交渉が決着を見ず、そのため上方における生糸・絹織物

の市況が騰貴したという。グラッサ号燔沈以前の話しがある。なお同じ『当代記』慶長一四年一二月九日（一六一〇年一月二日）条に「京都糸物俄高直、此秋糸壹つ〔ニ一丸ニ〇・五ビコ〕にて、銀子壹貫二三百目価なりけるか、黒船滅却後、貳貫七八百目価也」と見えるが、これは燔沈以前の条ではあっても、文面から明らかによううにグラッサ号燔沈後に糸物の価が暴騰したことと言っている。つまり、グラッサ号渡來を遡る一六〇七・〇八年の二年間ポルトガル船が欠航したことであつて、同船が渡來した当時すでに国内の生糸相場が騰貴していたところへ、事件が発生して船が生糸を積んだまま燔沈したことにより、それがさらに二・二倍程に暴騰したことを伝えるものであろう。

グラッサ号長崎渡來の時点ですでに国内の生糸相場が騰貴していたことは明らかになつたが、しかし当然のことながら絹織物も同時に値上がりしていたのであるから、この価格の上昇ということだけでは、イエズス会と日本人たちとの間で生糸と琥珀織・緞子（共に絹織物）との交換が行われたことについての、すべての説明は得られない。

ジョアン・ロドリゲス・ジランが記述したとされるグ

ラッサ号燔沈に関する報告書には、「積載されていた多數の箱に詰まつた銀、およびおおよそ三〇〇〇ピコの生糸⁽²²⁾」が船と共に失われた旨記されている（その後生糸二〇〇ピコが浮上し、銀三箱を鉄鉤で引き揚げた旨見える。⁽²³⁾）一六一〇年三月一五日付け長崎発準管区長の書簡にはこの点、「六〇万クルザドの価の生糸三〇〇〇ピコ、およそ一〇万クルザドの価の銀」のすべてが失われたと見える（ただし、生糸約四〇〇籠が浮上し、日本人が取得した旨記されている。⁽²⁵⁾）。

燔沈したグラッサ号には、生糸と銀が積載されていたことが確認出来る。銀が積まれていたことは、その分売

買が終わつて日本側への商品の引き渡しと、その決済としての銀の支払いが済んでいたことを意味する。生糸については取引成立以前に事件が勃発し、それを積んだまま船が沈んでしまつたことは先に記した。生糸以外の商品については陸揚げと売買が済んでいたことは、同じ報告書の別の箇所の記述からも確認出来る。⁽²⁶⁾

つまり日本人が自分たちの生糸とイエズス会の絹織物とを交換したのは、ひとえに絹織物は陸揚げ済みであつたのに対して、生糸は未だ船中にあつたということが理由であつたと考えてよいであろう。生糸と琥珀織・緞子

などの絹織物とは、その取引価格はある程度は連動したであろうということは推定出来る。この場合、イエズス会と日本人たちとの間の交換条件が不明であるから、交換成立段階での損得勘定は分からぬが、日本人側はグラッサ号渡来に伴う彼我の間の険悪な空気を察知して、多少の不利益がともなつても、陸揚げされている絹織物を確保してしまおうと考えたのももつともなことであるのに反し、イエズス会側は、よもや開戦から同船燔沈に至るとは思いもよらず、目先の恐らく有利な条件に惹かれてポルトガル船中の生糸を取得することに、ほとんど抵抗を感じなかつたのであろう。

つまりイエズス会は、例年よりも多い一三〇キンタルのみか、ここで右の如き交換をしたばかりに、それによつて取得した生糸をも失う羽目になつた。書簡を書いたディオゴ・ピントが悔やむのは、この多額の損失が、全く不慮の災難によるものとも言い切れない点である。オランダ船団がポルトガル船を狙つてマラッカを発つという情報が入り、さらに前年のマカオでのトラブルからナウ船が日本に渡航すれば、日本側から何らかの報復を受ける虞があつたにもかかわらず、警告を無視して大量に積載し、日本ではさらに危険を冒して交換までしたの

だと言つて彼は非難する。ここまでではもうすでに起こつてしまつたことである。

三、プロクラドールが教会の銀とランプ・蠟燭立てを取得して、日本のための資金にしようという動きがあるが、総長から命令を下してそれを禁じてもらえるなら、マカオ側は有り難いという。これは恐らく次のような意味であろう。

ランプ・蠟燭立てとは、コレジオに隣接するマードレ・デ・デウス教会用の祭壇用具であろう。それらは多分金製あるいは銀製であつたろう。マカオにおいて慈善家は、金銀そのものを教会・コレジオに寄付することも勿論あつたが、いろいろな貴金属製聖具の形で喜捨をすることも頻繁に見られた。⁽²⁷⁾ 教会の銀^{プラタ・ダ・イグレシャ}とある教会は、同じくマードレ・デ・デウス教会のことであろう。コレジオとは別に、マードレ・デ・デウス教会として何がしのかの銀を保有していたことはあり得るし、また銀そのものではなくても、銀製の品物は恐らく多数有したはずである。それらをこの際日本教会のために消費しようとの、コレジオ院長や日本イエズス会のプロクラドールらの企みを制止するには、総長からそれを禁じてもらうのが最も効果的だとマカオ側では考えたというわけであろう。

教会の銀資産や貴金属製聖具を管理していたのが信徒の中の財産管理人^{モルドモス}であろうが、それらの銀や聖具を取り出してそこに資産価値を求めて利用しようとする、財産管理人はそれを咎めるであろう。貴金属製聖具による喜捨は今後も行われるであろうから、教会側がそれを潰して他に利用するようなことをしてはまずい、とピントは言う。

院長やプロクラドールのそのような思惑を、総長に制止してもらいたいとマカオ側が望んでいるという。マカオ側とはすなわち、事実上マカオ・コレジオのことに他ならない。とすると、コレジオと一体であるはずのマカオ・イエズス会とコレジオ院長との間が、利害相反するという奇妙な構図が見られたわけである。ピントは、院長は日本から“出向”して来て、任期が終わればまた日本に帰る。任命権者である日本〔準〕管区長は日本におり、彼は院長がマカオよりも日本イエズス会の利害を優先させることを歓迎する、と記す。このピントの記述を一応検証してみる。この書簡は一六一年一月二四日付けであるから、現在第四代院長フランシスコ・パシェコの在任中である。それ以前に任期を終えた院長は、初代ドゥアルテ・デ・サンデ（一五九四年一二月一日）九七

年九月)、第二代年長のマノエル・ディアス(九七年八月～一六〇一年三月)、第三代ヴァレンティン・カルヴァリヨ(○一年三月～○九年五月)である。⁽²⁸⁾この内初代サンデ、および一代目ディアスは共に日本に来たことがない。⁽²⁹⁾しかし次のカルヴァリヨは、一五九八年八月五日日本に渡来し、日本からマカオに院長として赴任し、院長を辞任して後、同じ一六〇九年の夏に日本に再度渡來し、一六一四年一一月の禁教令にともなう追放まで日本に滞在、この間一六一一年九月には初代日本管区長に就任した。⁽³⁰⁾従つて日本からの“出向”院長で、任期が終わればまた日本に帰るというのは、カルヴァリヨについては確かに当たつている。しかしそれではカルヴァリヨはピントが言うように日本の方にばかり顔を向けていたかというと、そうとも言えない。カルヴァリヨについての、仲間のパードレたちの評判のいくつかを記してみる。

一六一四年九月一六日付け日本発ルセナの総長宛て書簡には、「神の極めて異例なる恩寵がなければ、彼〔管区長カルヴァリヨ〕の邪悪な性格の矯正はありえないと思われる。日本には、ヨーロッパ人であれ、日本人であれ、彼に対し満足しているパードレは一人もいないであろうと思われるほどだ。」⁽³¹⁾と見える。一六一四年一一月四日付け日本発ジヨアン・ロドリゲス・ジランの総長宛て書簡には、「彼〔管区長カルヴァリヨ〕は日本について経験が乏しいにもかかわらず、古参の者や経験豊かな者たちにものを尋ねようとしない。彼らの意見など必要ないと思つてゐるからだ。また彼〔カルヴァリヨ〕は日本の諸々の事柄に対して好意を示さない。」⁽³²⁾と記されている。

一六一四年一二月二三日付けマカオ発ジヨアン・ロドリゲス・ジランの総長宛て書簡には、「彼〔管区長カルヴァリヨ〕には、日本布教やそれを發展させることには、大して愛情も情熱も認められない。私が聞いたところによると、何と彼は、前述の〔日本〕布教はイエズス会士たちのためにならない、と言つた。」⁽³³⁾と見える。コーエスは一六一六年一月一五日付け諫早発総長宛て書簡で、「パードレ・ヴァレンティン・カルヴァリヨは常にシナにも日本にもあまり好意を示さず、コチンシナ布教事業の創始者としての名声を得たいと思つてゐる。」⁽³⁴⁾と記す。

一六一七年三月一五日付け長崎発スピノラの総長補佐宛て書簡には、「管区長パードレ・ヴァレンティン・カルヴァリヨは、日本人たちのことがよく分つてゐるばかりに、また管区会議全体の意見にも従つて、〔日本人〕イ

ルマンや同宿^{ドジユクス}に対し彼らが求めるだけの学問^{エストウド}を与えるのを望まなかつた。そのため同宿のなかには、イルマンとして受け入れられそうもないのを知つて、騒ぎを起こす者もいた。⁽³⁵⁾」と見える。

総じて日本管区長ヴァレンティン・カルヴァリヨは管区内で極めて評判悪く、右はその声の一部にすぎない。

マカオ・コレジオ院長職にありながらその念頭にあるのは日本イエズス会の利害だけだ、とピントが言うのがカルヴァリヨのことだとすると、必ずしも的確な評言とも言えないようである。

先に引用したピントの書簡史料の末尾には、次のよう

に書いてある。イエズス会がマカオの有力者から金を受け取つてグラッサ号に積んで日本に齎らしたが、長崎において事件が発生したことに伴い、彼らの内の何人かがイエズス会士を相手に訴訟を提起した。しかしその一方で、同じく被害を蒙りながら訴訟を起ことなかつた者もいるが、それはイエズス会の友であることを表明するため、言い換えればイエズス会に恩を売るためであつたといふ。

この一件は、マカオにおいてイエズス会がポルトガル人商人たちから、グラッサ号に積載して金を日本に齎ら

し、それを銀に換えてほしいとの委託を受けた。イエズス会は事実その金を日本に齎らして銀に換えたが、本来なら同じくグラッサ号にその銀を積んでマカオに送り返し、委託者たちに渡さねばならないところを、銀を日本イエズス会の許に留め置いて、そしてマカオ駐在日本イエズス会プロクラドールに書き送り、グラッサ号がマカオに安着したら委託者たちに手持ちの銀から所定の額を渡すよう指示した。しかし同船は長崎で燔沈してしまつたので、海損は委託者が負担するという商慣行に基づいてイエズス会側はマカオの委託者たちに対し、銀を渡すことを拒否した。この場合、実際に銀がグラッサ号に積載されていたのであれば、悶着が起きることもなかつたのであるが、それが積み込まれていなかつたのであるから、当然のこと委託者たちはイエズス会に銀を渡すよう要求し、訴訟に発展したわけである。この件については既に旧著に記した。⁽³⁶⁾コレジオには日本のプロクラドールが居住して執務しており、倉庫などもあつた。哲学・神学の研究・教育の機関とは場違いの感のある諸業務が、日常隣り合わせに進行していた。

四

一六一二年一月二六日付け日本発、ニコラオ・ダ・コスタの総長補佐アントニオ・マスカレニヤス宛て書簡に次のように見える。

「(f.118) 尊師がご存じのように、巡察師パードレ・アレッサンドレ・ヴァリニャーノはマカオのコレジオを創建した。だがこれには、インドや日本のパードレたちが反発した。というのは、あの市には他の三つの修道会が存在するのであるから、かつてのようになれわれがカーザを一軒持ち、そこに一〇人程のイエズス会士が定住していれば、隣人の要求に応えるのに充分だと思われたからである。彼らは、シナや日本に向けてやってきてあのカーザに一年かそれ以上滞在する、パードレたちの支援を受けることが出来るから、というのがその主たる理由である。それは、定期航海のナウ船^{ナオ・ダ・ヴィアジエン}が毎年は航海をしないためであり、またシナ国内に直ぐには入国出来ないからもある。パードレ・アレッサンドレは彼一人の意見でそれを作ったので、あのコレジオが日本やシナのために非常に有用で役立つということを総長に示すために、多くの理由を挙げた。

私は管区長パードレに対し、日本に派遣してくれるよう熱心に求めた。日本人イルマンたちを呼び寄せて、ラテン語・「哲学」^{クルソ}・良心問題^{カジス}を聽講させても、何ら実りを生まれないことが明白だからだ。というのは、これらの人々はもつと氣ままに養育されているので、秩序に拘束されるコレジオに来て、憂鬱症^{マレンコニア}になつたからである。かくして彼らの内の三人は同じコレジオで死亡

私は当時その事業^{オブラ}「つまりコレジオ」の膝元にいたので、それら「の理由」は何ら重要性がないのを目撃した。

し、三人は学習を棄て、二人は直ぐに日本に帰つてしまい、一人だけが「哲学」過程および一部分の神^{テオロジア}学を聴講し、他の者たちは良心問題も僅かしか聽講しなかつた。というのは、彼ら「日本人イルマン」は常に精神的に抑圧されているからである。他の理由は考えられないようと思う。

彼らには、その国民の信用を損なうような、いくつかの欠陥が認められたのだ。というのは、私は彼らの内的一人に尋ねた。私の友だと思つて、陰鬱になる理由は何か言つてほしい、と。しつこく頼んだ末に、彼は私に次の言葉を言つた。われわれは見せ物になつた、と。このコレジオは日本を食い潰したし、今も食い潰しているが、それも善かろう。私は當時プロクラドールであつたパードレ・ミゲル・ソアレスから次のことを聞いた。あのコレジオは日本を奈落の底に突き落とした。日本の資産を消費してしまつた、と。理由は、そこにはわれわれの仲間が半分のまた半分しかいないのに、一人一人にはここ日本におけるよりも余計に出費するからである。通常そこ「コレジオ」にはイエズス会士が三五人、四〇人、あるいはそれ以上滯在する。

アレッサンドレに、また日本では準管区長パードレ・フランチエスコ・パシオに知らせた。パードレ・ヴァリニヤーノが総長に率直に書き送らなかつた第一の理由は、彼はいろいろなことを述べてきて、それによつて創建が決まつたのだが、中でもかつてこのコレジオについて与えた情報に関しては、(彼が思い描いたことに基づいて)良い話しだけをするためであつた。このコレジオは、これら「日本とシナ」二つの布教に差し向けるための働き手たちが養育されるセミナリオである。今年は一一人のイエズス会士が日本に行くが、彼らの内の一、六人は、天下の支配者^{テンカセニヨウルクランバクド}関白殿によつて当地から追放された者たちであつて、同コレジオで養育されたわけではなかつた。私が特に申し述べたいもう一つの事柄は、われわれボルトガル人には関わりがないことである。というのは彼らには、良^{カヌス}心^デ問^{コンシエンシア}題^クかまたは僅かばかり神学を授けただけである。

第三に、すでに「宣教師として」完成したポルトガル人パードレたちは、マカオに留め置いたり、日本から送り込んだりした。彼らは言語を知つていたか、またはそれを学習しつつあつた。そしてイタリアから来たイタリア人パードレたちを、直ぐに日本またはシナに行かせた。

それ故、「ポルトガル人の」アントニオ・ロドリゲス、マヌエル・ディアス、バルタザル・ボルジエス、フランシスコ・ロペス、若いジェロニモ・ロドリゲスのパードレたち、若いパードレ・マヌエル・ディアス、およびインドとポルトガルから日本を目指して来たその他のパードレたちが、当地「日本」に来るのことなくそこ「マカオ」に留まり、何人かは死亡した。彼らにしても、もしも日本に渡来していたなら、死亡しなかつたかもしれない。というのは当地は非常に陽気が良いが、マカオは大層悪く健康に良くない。また日本からは、ヴァレンティン・カルヴァリヨ、フランシスコ・パシエコ、マヌエル・ガスパル、フランシスコ・ラメイラ、セバスティアン・ヴィエイラ、バルトラメウ・ゴメス、セバスティアン・フェルナンデス、ジョアン・コエリヨ、ミゲル・ソアレスその他のパードレたちを送った。最初の二人は、あのコレジオの院長として、またその他はプロクラドールおよび副院長ミニストロスとして（彼の地にその職に就き得るパードレがいるにもかかわらず）。しかし推測によると、日本では自分たちの影を薄くするような、そして統轄に加わることが出来るようなポルトガル人パードレたちがいわることを望まないというのが、その理由であったのだ。と

いうのは、パードレ・ヴァレンティン・カルヴァリヨの院長の任期が終わつた後も、もしも総長が彼に対し日本に行くよう言わなかつたら、パードレ・フランチエスコ・パシオは彼に対しそこに留まるように命じていたであろう。彼の後を継いだパードレ・フランシスコ・パシエコ「コレジオ院長37一六〇八年一一月三〇日—一六年一二月一日」については、「仲間たちが」彼を追い出すのを知つて、今直ぐ日本に戻るよう命じたイタリア人パードレがいたので、いざれ当地「日本」に来る予定である。しかし、イタリア人パードレ・カルロ・スピノラに對しては、彼が協議会コンスルタによつてマカオのプロクラドールとして行くことが決まつてゐたので、巡察師パードレ・パシオは彼をその職に就けるまで尽力した。また先年彼は矢張りイタリア人であるパードレ・ボルドリノに対し、テオロジア神学を講じに前述のコレジオに行つてはならないと命じた。協議会において、彼はそのための資質を備えており、講義と説教をするのは非常に容易であるとの決定を見たにもかかわらず。また日本では彼はあまり役に立たないであろうといふことも考慮された。というのは彼は少し怠惰だからだ。彼は指摘されたことだけは行う。／(f.118v.) アレツサンдрレ・ヴァリニヤーノ、

フランチエスコ・パシオの両パードレは、日本ではイタリア人以外のパードレは望まないということを私は上で指摘したが、この点には疑問があった。パードレ・パシオは彼らを奮起させようと図つたのだが、それを成し得ず、また日本人たちも彼ら「イタリア人パードレ」のことをポルトガル人ほど好きではなかつたし、尊敬もしていない。その理由は彼らに分かるであろう。〔中略〕

(+119) ナウ船やその他これに類する諸々の事柄については、冗長になるのを避けて記述するのを止め、私は経験によつて分かつたことを以下述べようと思う。パードレ・アレッサンドレ・ヴァリニャーノはこれらの日本人についてばら色の幻想を抱き、彼らについていろいろと賛美して御地に書き送り、あわやすんでの所で彼らを聖人の列に加えるところだった。というのは彼らの信仰は非常に悪く、(それ「信仰」のためなら財産や生命を捧げる者も大勢いることはいるが)、所有する僅かばかりのレンダを奪われないために、或いは彼らに後戻りを命じる彼らの領主や主人の寵を失わないために、それ「信仰」をあつさり棄て、後戻りする程だ。また徳操においても初めだけは良いといふことが、毎日のように見られる。同宿ドジユクスであれイルマンであれ、教会にいる者た

ちですらそうである。というのは、最も彼らが神に己を捧げ俗世間ムンドを棄てねばならない時に、彼らは或いは逃げ、或いはその許しを乞い、それに応じて彼らに必需品を与え、彼らはそこ「俗世間」に戻るのだ。九年か一〇年前に私が日本に着いて後、大勢が去り、三人が逃げ、われわれにとつて多大な不名誉となつた。その中に草野アンドレという者がいた。彼はマカオのコレジオに五、六年いたが、シナ人商人たちから借用した一〇〇〇クルザド程の財ファゼンダスを持って、誰にも知らせずにそこから帰つた。彼は「日本に」着くや、持つてきたものをすべて自分のものとした。それから何日かして彼は逃げ、神に対しひたすら彼のことを念じてきた準管区長パードレ・パシオを裏切つた。というのは同パードレは、プロクラドールは手助けをしてくれるイルマンなしでいるが、そのまま手助けクラードリアで勤めてくれる人を得たと言つて、双手を挙げて彼に深く感謝したのだ。その後間もなくこの「男」は去つて、奉行所カザ・デ・ブンガに行つた。その後、焼け三二二ブラサの海峡カナルの底に沈んでいるあのナウ船「ノツサ・セニヨーラ・ダ・グラツサ号」に對して少なからざる支援をした。すなわち船中にある財ファゼンダと銀を取り出す目的でそれ「ナウ船」を引き上げるための、ウインチ

や機械を作った。しかし、すべてが逆の結果になつた。

「⁽³⁸⁾ というのは、それらは何の役にも立たなかつたからである。」

右の書簡を認めたニコラオ・ダ・コスタはポルトガル人で、一五八七年頃ゴアでイエズス会に入会し、確たる時期は不明であるが、書簡に見える通りコレジオに入学する七人のイルマンの一人としてインドからマカオに来た。その後、コスタ自身右の一六一二年二月二六日付け書簡中で、九〇一〇年前に来日したと記しているのであるから一六〇一～〇三年に日本に渡來し、一六一四年一月マカオに追放された。一六二一年一月一日以降のある時期に日本管区プロクラドールとしてインドに派遣され、一六四〇年三月三日ゴアで死亡した。⁽³⁹⁾

五

右の史料も、マカオ・コレジオにまつわる興味深い内幕を暴く。内容を整理しながら記述する。

一、ヴァリニヤーノはインドや日本にいるパードレたちの反対を押してマカオ・コレジオの創建を強行した。このような事情があつたので、ヴァリニヤーノは総長に対しコレジオが有用であることを示す必要あつて、重要

性を有しない多くのことを書き送つた。

インドや日本においてコレジオ創建反対論が強かつたことについては、すでに記した。⁽⁴⁰⁾ それだけにヴァリ

ニヤーノはそれなりの成果を上げねばならず、建物を建て、経済基盤を固め、生徒と教師を集め、書籍を収集するなど、コレジオの充実に尽力したことは既に述べ、そして以下述べる通りである。コスタは、ヴァリニヤーノがマカオ・コレジオで学ぶようとイルマン七人を印度から渡来させた、自分もその一人であつた、と記す。一五九三年一一月一二日付けマカオ発ヴァリニヤーノの総長宛て書簡に、イルマン一二人をインドから、同じく一〇〇一二二人を日本からマカオに来させるつもりだと見える。⁽⁴¹⁾ 恐らくこの時に、他の六人と一緒にコスタがコレジオ生徒として、インドからマカオに来たのであろう。

マカオ・コレジオの今後に余り期待の持てなかつたコスタは、このまま日本に行かせてほしいと上長に要望したという。彼がコレジオに期待しえなかつた最大の問題は、日本人イルマンを呼び寄せてここで学習させようにも、実りが望めないことであつた。彼が言うには、日本人イルマンの三人が死亡、三人が学習を放棄、二人は直ぐに帰国、一人だけが哲学課程を終えて神学に少し入り、

他の者たちは良心問題も僅かしか聽講しなかつたという。

なお、マカオ・コレジオのカリキュラムは、ラテン語・⁽⁴²⁾ 良心問題・哲学・神学の順に学習した。コスタはこの書簡を一六一二年二月二六日に日本で認めたのであるから、一六一一年夏以前のコレジオでの実績を記しているわけである。

果たしてコ스타の記述が正しいかどうか、マカオ・コレジオの日本人生徒について記してみる。

一五九五年に次の通り三人の日本人イルマンが、コレジオ生徒としてマカオに送られたのが最初のようである。

(なお日本側の史料がない以上、漢字による人名表記の確定は出来ないが、ここではキリストン史学界で一般に行われている表記或いは常識的な表記に基づき、漢字表記をする)。

木村ミゲルは一五九五年一〇月マカオに渡航、翌九六年帰国した。⁽⁴³⁾

篠屋ジュリアン(山田ジュリアン)は一五九五年一〇月マカオに渡航、一六〇〇年八月帰国、〇一年一二月死亡した。⁽⁴⁴⁾

ニアバラ・ルイスは一五九五年一〇月マカオに渡航、一六〇〇年八月帰国、〇一年九月司祭叙階を受けた。⁽⁴⁵⁾

一五九六年には次の二人が派遣された。

徳丸マテオは一五九六年三月マカオに渡航した。その時期は不詳であるが、一六〇三年一〇月以前にマカオで死亡した。⁽⁴⁶⁾

木村セバステイアンは一五九六年三月マカオ渡航、一六〇〇年八月帰国、〇一年九月司祭叙階を受けた。⁽⁴⁷⁾

一五九七年三月、太田アゴステイニヨがマカオに派遣され、そこで良心問題の学習を始めたが、翌九八年八月帰国した(後出)。⁽⁴⁸⁾

* * *

一六〇三年一〇月マカオ・コレジオのカタログによると、日本人生徒が八人いたことが分かるが、その名前と各々の学習段階を記す。配列はカタログの通りである。式見マルティニヨ、哲学課程第二年受講中。

Miocuchi Mâncio(平林マンシオの、)、哲学課程第⁽⁴⁹⁾三年受講中。

伊東マンシオ、今年良心問題第二年の受講を修了。中浦ジュリアン、今年良心問題第三年の受講を修了。草野アンドレ、今年良心問題第二年の受講を修了。結城ディオゴ、今年良心問題第二年の受講を修了。ニアバラ・ルイスは今年良心問題第三年の受講を修了。石田アントニオ、今年良心問題第三年の受講を修了。

溝口 Mingocuchi アゴステイニヨ、今年良心問題第三
年の受講を修了。

なお哲学課程を受講していた日本人イルマン一人が昨
年死亡したと⁽⁵⁰⁾いう。

右の一六〇三年一〇月カタログに見えた八人について、
マカオ渡航および帰国の時期、司祭叙階を受けたのなら
その時期について記す。

式見マルティニヨ。一五九八年マカオ渡航、一六〇六年
帰國、一六一四年一月マニラに追放、一五年六月ま
たは七月マニラで司祭叙階⁽⁵¹⁾。

平林マンシオ。一五九八年マカオ渡航、一六〇六年帰
國、一六一三年二月以降一四年一月一六日以前に司祭叙
階⁽⁵²⁾。

伊東マンシオ。一六〇一年マカオ渡航、帰國時期不詳、
○八年司祭叙階⁽⁵³⁾。

中浦ジュリアン⁽⁵⁴⁾。一六〇一年マカオ渡航、○四年？帰
國、○八年司祭叙階⁽⁵⁵⁾。

草野アンドレ。マカオ渡航時期不明、一六〇三年一〇
月から一六〇九年一月一五日までは、イエズス会士として
カタログにその名が見える。日本に帰國し、一六一二
年三月一〇日以前にイエズス会を脱会⁽⁵⁶⁾。

結城ディオゴ。一六〇一年頃マカオ渡航、○四または
○六年？帰國、一四年一一月マニラに追放、一五年七月
一八日以前に司祭叙階⁽⁵⁷⁾。

石田アントニオ。一六〇一年三月？マカオ渡航、一六
○四または○五年帰國、○七年一〇月以降一三年二月以
前に司祭叙階⁽⁵⁸⁾。

溝口アゴステイニヨ。一六〇一年？マカオ渡航、○四
年一月二五日以後マカオで死亡⁽⁵⁹⁾。

* * *

一六〇四年一月二五日作成マカオ・コレジオのカタロ
グにも、右の日本人イルマン八人の名が見える。各人の
学習段階についての記載事項を紹介する。配列は同じく
カタログに従う。

草野アンドレ、良心問題を一年間学習した。
伊東マンシオ、良心問題を三年間学習した。

中浦ジュリアン、良心問題を三年間学習した。
結城ディオゴ、良心問題を三年間学習した。

石田アントニオ、良心問題を三年間学習した。
溝口アゴステイニヨ、良心問題を二年間学習した。

式見マルティニヨ、哲学課程の最終段階にある。
平林マンシオ、哲学課程の第三年に在籍している⁽⁵⁹⁾。

先の一六〇三年一〇月のカタログの記載と対比して、

草野アンドレおよび溝口アゴスティニヨの二人を除く六人については、カタログの記載の仕方に多少違いがあるが、要するに同じことが記してある。

それに対して、草野および溝口については共に、一六〇三年一〇月カタログには「今年良心問題第三年の受講を修了」とあつたのに対し、〇四年一月二五日カタログには「良心問題を二年間学習した」と見え、記載に食い違いが認められる。

右の二つのカタログでは、記載の細部に若干の異同があるとはいへ、同じ八人のイルマンの名が見えるが、これが一六〇六年一一月一五日作成マカオ・コレジオのカタログになると、その生徒の名簿から右の八人の名前が消える。草野アンドレの名は見えるが、先のニコラオ・ダ・コスタの書簡に見えた通り、生徒ではなくプロクラドールの補佐としてである。⁽⁶⁰⁾

一六〇九年一月一五日作成マカオ・コレジオのカタログによると、その生徒の名簿には先の八人を含め、日本人と思われる生徒名は一人も見えない。日本人アンドレ（草野アンドレのことであろう）⁽⁶¹⁾の名は見えるが、プロクラドールの補佐としてである。

* * *

一六〇六年一一月一五日マカオ・コレジオのカタログ、一六〇八年マカオ・コレジオのカタログ、および一六〇九年一月一五日マカオ・コレジオのカタログにはいずれも、コレジオの生徒と思われる日本人の名は一人も見えない。⁽⁶²⁾つまり、先の一六一二年二月二六日付け日本発のニコラオ・ダ・コスタの書簡が、一六一一年夏以前のマカオでの事実を記したのだとすると、それ以前には、一六〇三年一〇月および一六〇四年一月二五日カタログに見える先の八人に続いてマカオ・コレジオに学んだ日本人イルマンは、いないはずである。一六一一年夏以前にマカオ・コレジオで学習した日本人イエズス会イルマンは、彼ら八人にそれ以前の六人を加えた一四人がすべてであったと見なしてよいであろう。コスタの記述が正確であるか否かを見極めるには、彼ら一四人の学習実績が、彼の言う通りであつたか否かを見ればよい。

一四人について、マカオ渡航・帰国、および司祭叙階を受けた者についてはその時期を、次に表示してみる。

一四人の内後に司祭叙階を受けた者は九人、二人（徳丸・溝口）は帰国することなくマカオで死亡、一人（飾屋）は帰国後間もなく死亡したのであるから、司祭叙階

	マカオ渡航	コレジオでの学習	帰 国	司 祭 叙 階
木村ミゲル	1595年		1596年	—
飾屋ジュリアン	1595年		1600年(1601年12月死亡)	
ニアバラ・ルイス	1595年		1600年	1601年
徳丸マテオ	1596年(1603年10月以前にマカオで死亡)			
木村セバスティアン	1596年		1600年	1601年
太田アゴスティニヨ	1597年	良心問題少し	1598年	1627年~31年
式見マルティニヨ	1598年	哲学3年	1606年	1615年(於マニラ)
平林マンシオ	1598年	哲学3年	1606年	1613年2月~14年2月
伊東マンシオ	1601年	良心問題3年	?	1608年
中浦ジュリアン	1601年	良心問題3年	1604年?	1608年
草野アンドレ	?	良心問題2 or 3年	1609年	—
結城ディオゴ	1601年?	良心問題3年	1604 or 06年	1614年11月~15年7月(於マニラ)
石田アントニオ	1601年?	良心問題3年	1604 or 05年	1607年10月~13年2月
溝口アゴスティニヨ	1601年?	良心問題2 or 3年(1604年1月25日以後マカオで死亡)		

に到達しなかつたのも致し方ないと言うべきで、残る木村ミゲルと草野アンドレの二人が、いわば司祭養成コースから脱落したわけである。従つて一六〇六年一一月一五日カタログの生徒名簿から日本人学生が消えると言つても、それは皆が司祭コースから脱落したわけでは決してない。

コスタの書簡の記述を振り返つて見る。日本人イルマンの三人がコレジオで死亡、三人が学習を放棄、二人は直ぐに帰国、一人だけが哲学課程を終えて神学に少し入り、他の者たちは良心問題も僅かしか聽講しなかつたという。

コレジオで死亡した者は二人(徳丸・溝口)のはずである。学習を放棄した三人とは木村ミゲル・飾屋・草野のことではないか。直ぐに帰国した一人とは、木村ミゲルと太田であろう。神学課程に少し入った一人とは、式見と平林のことであろう。一六〇四年一月二十五日現在哲学課程の最後の段階にあり、一六〇六年(夏)帰国したのであるから、マカオ・コレジオにおいて神学課程に入っていたことはあり得る。

ここまではどうにか辻褄が合うとしても、「他の者たちは良心問題も僅かしか聽講しなかつた」という件は、

どうしても説明不能に陥る。前述の如く伊東・中浦・結城・石田の四人は一六〇四年一月二五日現在、良心問題を三年間学習し終わっていたことが、カタログに明記されているからである。⁽⁶³⁾ その期間ではなく、学習の中味を言つてゐるのか、或いは常々日本人イルマンの質の悪さを苦々しく思う気持ちから、つい筆が滑つたか。

しかし、そもそもヴァリニヤーノがマカオ・コレジオ創建を強力に推進した主たる狙いは、日本人をポルトガル人社会で生活させ、キリスト教文化の中で教育して司祭に養成することにあつたはずである。⁽⁶⁴⁾ ニアバラと木村セバステイアンの二人は、帰国の翌年には司祭叙階を受けたのであるからよいとして、その後司祭になつた七人にもしても、式見・平林の二人は哲学課程を終えた段階で、この後まだ何年も続く神学の課程を残し、太田・伊東・中浦・結城・石田の五人に至つては良心問題の課程の途中かまたはそれを終えただけで、哲学課程に入る以前にマカオ・コレジオでの学習を中断し、帰国してしまったわけである。コスタの言い分も強ち的外れとは言えない。

帰国後相当な年月を経たとはいゝ、とにかく司祭になつた者を“落ち零れ”と呼ぶのは語弊もあるが、マカオ・コレジオのカリキュラムとしては、やはりそうであ

ろう。日本人生徒の一人がコスタに「われわれは見せ物になつた」と言つたというが、コレジオでの学習になかなかついていけない日本人イルマンの自嘲の言である。

*

*

*

二、プロクラドール職にあつたミゲル・ソアレスが、マカオ・コレジオは日本イエズス会の資産を食い潰した。通常コレジオにイエズス会士三五、四〇人滞在し、その一人一人に日本におけるよりも余計に経費がかかると語つたという。ソアレスが一六〇〇年九月に死亡するまで、マカオ駐在日本イエズス会のプロクラドールであつたことは確かである。⁽⁶⁵⁾ 一方彼が同時マカオ・コレジオのプロクラドールをも兼務したことについては、その可能性もあるが確証はない。兼務していたとしても、こちらも同じく一六〇〇年九月までであつた。コレジオの財務については、居住・滞在のイエズス会士数、年間経費、およびイエズス会士一人当たりマカオでは日本の二倍経費を要したこと等については既に記したので繰り返さない。

ニコラオ・ダ・コスタは、マカオ・コレジオの現実についていろいろヴァリニヤーノやパシオに告げたが、ヴァリニヤーノは総長にはコレジオについて良いことし

か書き送らなかつたという。

さらにコスタは、今年すなわち一六一二年夏イエズス会士一人がマカオから日本に渡る予定だという。シユツテ神父の著書によると、一六一二年三月一〇日現在日本にはイエズス会士一二七人（パードレ六四人・イルマン六三人）いたが、一六一三年一月一二日現在一二二人（パードレ六二人・イルマン六〇人）であつたといふ。人数は逆に減少している。しかし、一六一三年一月二日付け大坂発ジヨヴァンニ・バッティスター・ポーロの総長宛て書簡には次のように見える。

「近年かつてなかつた程大勢の日本人イルマン^{フランツィ}がイエズス会を去つた。それはキリスト教徒たちにとつて大なる躓きとなり、イエズス会の名声と名誉を損なつた。経験から分かるが、彼らはおよそ修道生活に向いていない。」

コスタの記す如く、一六一二年夏実際にイエズス会士一人がマカオから来日したか否かは不詳であるが、それでも相当数は渡來したものとして、それにもかかわらずその後在日イエズス会士数がむしろ減少しているのは、それ以上に日本人イルマンの中から脱会者が大勢出たのであろう。

三、コスタは日本イエズス会およびマカオ・コレジオの統轄について、疑問を表明している。彼が本書簡を記した当時、巡察師はイタリア人のフランチエスコ・パシオである。パシオは一六〇〇年から一六一年まで準管区長職にあり、一六一一年それを辞して日本とシナの巡察師に就任した。一六〇六年にヴァリニヤーノが死亡して以来の巡察師である。翌一二年三月二二日マカオに行き、一二年八月三〇日マカオで死亡した。⁽⁷⁰⁾コスタは、そのパシオが日本イエズス会の運営に容喙されないよう、特にポルトガル人のパードレたちを日本から排除していると言う。マカオ・コレジオも従つて、その影響を受けていると言う。彼は具体的に人名を挙げる。すなわち、1、アントニオ・ロドリゲス、2、マヌエル・ディアス（年長）、3、バルタザル・ボルジエス、4、フランシスコ・ロペス、5、ジェロニモ・ロドリゲス（年少）、6、マヌエル・ディアス（年少）その他がマカオに留め置かれたという。

さらにコスタは、日本から次のパードレたちがマカオに送られたと言う。すなわち、7、ヴァレンティン・カルヴァリヨ、8、フランシスコ・パシエコ、9、マヌエル・ガスパル、10、フランシスコ・ラメイラ、11、セバ

ステイアン・ヴィエイラ、12、バルトラメウ・ゴメス、
13、セバステイアン・フェルナンデス、14、ジョアン・
コエリョ、15、ミゲル・ソアレスその他の名を挙げる。
コスタの言い分が事実か否か、まずマカオに留め置か
れたと彼が言うパードレについて順次、なるべく簡略に
見てみる。

1、アントニオ・ロドリゲス。ポルトガル人、一五九
二年マカオ渡航、一六〇六年まで滞在、一五九六年盛式
四誓願司祭、インドで死亡、来日せず。⁽¹⁾

2、マヌエル・ディアス（年長）。ポルトガル人、一
五九三年マカオ渡航、九五年インドで盛式四誓願司祭、
九七年四月マカオに再渡来、マカオ・コレジオ院長を二
度（九七年八月～一六〇一年三月、一六一一年一二月一
日～一五年四月末or五月一日）、およびシナ国内の三つ
のレジデンシアの上長、一六二二年七月シナ巡察師、三
五年四月日本・シナ巡察師を務めた。マカオで死亡、來
日せず。⁽²⁾

3、バルタザル・ボルジエス。ポルトガル人、多分一
五九六年にマカオ渡航、一六〇三年盛式四誓願司祭、マ
カオで死亡、來日せず。⁽³⁾

4、フランシスコ・ロペス。ポルトガル人、一六〇六

年マカオで盛式四誓願司祭、マカオ・コレジオで神学・
良心問題を教授した。一六〇八年のマカオのカタログに
は彼の名が見え、〇八年マカオからインドに行く途中で
死亡か、来日せず。⁽⁴⁾

5、ジエロニモ・ロドリゲス（年少）。ポルトガル人、
一五九七年マカオ渡航、一六〇四～一〇年シナ国内、そ
の後マカオに戻り、マカオ・コレジオで神学を教授、一
六年盛式四誓願司祭、同院長（一六一五年五月～一八年
五月）、コレジオ院長代理（バイセレクトル）（一六二四年一二月～二六年
七月一八日）を務めた（院長マヌエル・ロペス不在のた
め）。マカオで死亡、來日せず。⁽⁵⁾

6、マヌエル・ディアス（年少）。ポルトガル人、一
六〇六年マカオ渡航。マカオ・コレジオで神学を教授
(一六〇六年一一月一五日～〇九年一月一五日)、一六一
六年盛式四誓願司祭、一六一一年韶州を皮切りにシナ各
地で布教、シナ準管区長を二度（一六二三～三五年、一
六五〇～五四年）務めた。杭州で死亡、來日せず。⁽⁶⁾

次に、日本からマカオに送られたとコスタが言うパ
ードレたちについて見てみる。

7、ヴァレンティン・カルヴァリヨ。ポルトガル人、
一五九五年マカオ渡航、九六年盛式四誓願司祭、九八年

来日、マカオ・コレジオ院長（一六〇一年三月～一六〇九年五月）、一六〇九年日本に再渡來し、日本管区長（一六一一年九月～一七年一〇月）、その間一六一四年一月マカオに追放、インドで死亡⁽⁷⁾。

8、フランシスコ・パシェコ。ポルトガル人、マカオ・コレジオで神学を教授（一六〇〇～〇四年）、一六〇三年盛式四誓願司祭、一六〇四年～〇八年在日、その後マカオに戻り、コレジオ院長（一六〇八年一一月三〇日～一一年一二月一日）、一二年七月日本に再渡來、一四年一月マカオに追放、一五年三度来日、一九年まで高来の上長、ついで京都の上長、二一年日本管区長、二五年口之津で捕縛、二六年火刑⁽⁷⁸⁾。

9、マヌエル・ガスバル。ポルトガル人、一六〇一年ゴアで盛式四誓願司祭、二年来日、〇三年一月マカオに戻った。マカオ駐在日本のプロクラドールを務めた。インドで死亡⁽⁷⁹⁾。

10、フランシスコ・ラメイラ。ポルトガル人、一六〇二年来日、〇三年三月マカオに戻る。〇四年二月マカオを發つてインドに戻り、同地駐在日本のプロクラドールを務めた。一六〇〇年単式終生誓願司祭^(コアジュトル・スピトワル・フォルマド)になつたが、〇四年一月二十五日現在盛式四誓願司祭ではない。〇六年現在マカオ・コレジオで神学を教授していた。恐らく〇七年来日、同年日本で死

死亡⁽⁸⁰⁾。

11、セバスティアン・ヴィエイラ。ポルトガル人、一六〇三年マカオ渡航、〇四年來日、その後マカオに戻り、同地駐在日本のプロクラドールを務めた。〇九年？再び来日、一一年盛式四誓願司祭、一四年一一月マニラに追放、一五年三度來日、一九年マカオに戻り、再度同地駐在日本のプロクラドールになつた。一三年一二月マカオで開催された日本管区會議で管区代表^{プロクラドル}に選ばれ、一四年マカオを發つてヨーロッパに向かう。二九年再度マカオに渡來、三二年フィリピン経由で日本潜入、三四四年江戸で火刑⁽⁸¹⁾。

12、バルトラメウ・ゴメス。ポルトガル人、一六〇〇年來日、〇三年一〇月現在すでに盛式四誓願司祭、その後マカオに戻り、同地で死亡⁽⁸²⁾。

13、セバステイアン・フェルナンデス。ポルトガル人、一六〇三年以前にマカオ渡航、〇四年一月二十五日現在盛

式四誓願司祭ではない。〇六年現在マカオ・コレジオで神学を教授していた。恐らく〇七年来日、同年日本で死

亡⁽⁸³⁾。

14、ジョアン・コエリョ。ポルトガル人、一六〇三年以前にマカオ渡航、〇四（or〇五）年～〇八年在日、一

六〇九年一月一五日現在盛式四誓願司祭ではない。一年マカオで死亡。⁸⁴⁾

15、ミゲル・ソアレス。ポルトガル人、一五七七年(Dehergne によると一五七八年)日本でイエズス会入会、八七年マカオで司祭叙階、同地駐在日本のプロクラドールを務めた。九八年マカオで単式終生誓願司祭、一六〇〇年マカオで死亡。⁸⁵⁾

以上コスタが特に言及しているパードレたちについて、その簡単な履歴を見てみた。本人の希望に反して、結局日本に来ることが出来ず終わったとコスタが言う1~6の六人については、ポルトガル人、盛式四誓願司祭、来日せずという点、全員共通している。またイエズス会内の職務については、2、マヌエル・ディアス(年長)がマカオ・コレジオ院長および日本・シナ巡察師。5、ジエロニモ・ロドリゲス(年少)がマカオ・コレジオ院長。6、マヌエル・ディアス(年少)がシナ準管区長を務めた。確かにコスタが言う通り、皆極東イエズス会にあつて幹部パードレばかりである。

次に7~15の、日本から優秀なポルトガル人パードレをマカオに送り出してしまつたとコスタが言う九人について見てみる。確かに全員ポルトガルである。しかし、

これは、13のセバステイアン・フェルナンデスは一六〇七年夏日本に渡来し、その年の一〇月三〇日または一二月三一日日本で死亡している。また8のフランシスコ・パシエコおよび11のセバステイアン・ヴィエイラは、確かに日本からマカオに出たが、その後また日本に戻り、日本で殉教した。

イエズス会内の階位については、九人の内、10のフランシスコ・ラメイラ、13のセバステイアン・フェルナンデス、14のジョアン・コエリヨ、15のミゲル・ソアレスの四人は盛式四誓願司祭ではない。その他の五人は盛式四誓願司祭であった。

またイエズス会内の職務を見てみると、7のヴァレンティン・カルヴァリヨおよび8のフランシスコ・パシエコが、マカオ・コレジオ院長および日本管区長を務めたが、その他は特筆すべきものはない。

要する1~6については、コスタの言い分は大体的を射ている。それに反し7~15は、彼の言い分をそのまま受け入れるわけにはいかない。ただここで看過出来ない点は、一五人の内一人が盛式四誓願司祭であった事である。これを在日イエズス会パードレ全般と対比してみ

る。

例えば一六一四年一一月作成日本のパードレ・イルマンのカタログに拠り、その時点つまり禁教令に伴う宣教師国外追放直前の在日パードレ六二人の内、盛式四誓願司祭は二〇人である。これを今少し詳しく国籍別に見てみる。

在日イエズス会パードレを、国籍別人数およびその内の盛式四誓願司祭の数を見てみると、ポルトガル人パードレはパードレ全体の半分以上を占めるが、その内に占める盛式四誓願司祭の割合になると、著しく低下する——つまり在日ポルトガル人パードレは、イタリア人やスペイン人のパードレに比して全般に幹部パードレの比率が低かつたと言つてよいであろう。そうなると、コスタが特に取り上げて問題にしている、本人の意思に反して日本に渡来出来ず、マカオに留め置かれたというポルトガル人パードレ六人が全員盛式四誓願司祭であつたのは、やはりそこに何らかの意図を読み取るべきであろう。さらに日本からマカオに送られた九人の内、五人が盛式四誓願司祭であつたことも、ポルトガル人パードレの中でも優秀な“キャリア組”が、日本からマカオに出されたことは否定出来ないようだ。日本に渡来させてもらえたことは

国籍	パードレ	盛式四誓願司祭
ポルトガル人（インド・マカオ等ポルトガル 本国以外で生まれた者も含む）	32 15 8 7	8 7 5 0
イタリア人		
スペイン人		
日本人		
合計	62	20 (86)

なかつた者六人、および日本からマカオに出されたまま戻れなかつた者六人、合計一二人のポルトガル人パードレは、そのままマカオに留まつた者、シナ国內での布教活動に携わつた者（2、5、6の三人）、インドに行つた者等さまざまである。

日本イエズス会を統轄するイタリア人上長が、優秀なポルトガル人パードレから容喙を受けることを嫌つて、彼らを日本から遠ざけたのだとコスタは言う。そのような卑俗な思惑と見るか、それとも極東布教の拠点マカオの重視といった、もつと前向きの展望を描いた結果と了解すべきか、とにかくそれは、日本イエズス会からの頭脳流出であることは否定出来ない。

四、コスタは日本人の信仰の

弱さを強調する。イルマン・同宿など教会内の者でも簡単に棄教する。徳操の面でも甚だ低い。コスタが日本に渡來したのは前述の如く一六〇二—〇三年であるが、その後一〇年程の間に大勢が教会を去り、三人は逃げた——つまり手続きを踏まずに無断でイエズス会を脱会したという。その三人の内の一人が、既に一で登場したイルマン草野であった。

イルマン草野アンドレは筑後出身で、一五八三年セミナリオ入学、九〇〇年イエズス会入会、時期は不明であるがマカオに行つた。⁽⁸⁷⁾ 草野がマカオに渡った事情は不詳であるが、日本でセミナリオに入学したのであるから、マカオ・コレジオにおいて学習を続ける意思があつたと考へてよいであろう。事実彼はコレジオに入学し、一六〇三年一〇月作成マカオ・コレジオのカタログに、「本年、良心問題第三年受講修了、および日本のプロクラドールの同伴者」とあり、一六〇四年一月一五日作成マカオ・コレジオのカタログには、「良心問題を一年間学習した」⁽⁸⁹⁾ と見える。一六〇四年一月現在良心問題を一年或いは三年受講し終えていたが、しかし彼の学習はそこまでで終わってしまい、次の哲学課程には進まなかつた。一六〇三年一〇月現在既にマカオ駐在日本のプロクラドールの

同伴者（つまり補佐）を務めており、司祭コースから財務の方に逸れてしまった。

その後、一六〇六年一一月一五日作成マカオのカタログにも、草野について「日本のプロクラドールの補佐⁽⁹⁰⁾」と見える。ところが一六〇八年のマカオ・コレジオのカタログには、ポルトガル人のディオゴ・レイタンが日本のプロクラドールの同伴者（つまり補佐）を務めている旨記され、草野は「^(イリヤ・ヴェルデ) 緑島の管理者」となつている。⁽⁹¹⁾ 緑島はマカオに隣接し、イエズス会の保養地であった。この当時一時プロクラドールの補佐職を離れていたのであろう。一六〇九年一月一五日作成マカオ・コレジオのカタログによると、当時彼は再び日本のプロクラドールの補佐を務めていた。⁽⁹²⁾ つまり一六〇九年一月一五日現在彼がマカオにいたことは確かである。

さてこのイルマン草野アンドレであるが、コスタの書簡の文面から、その書簡を記述した時点（一六一二年二月二六日）で既に草野は帰国し、そればかりかイエズス会を脱会していたことが分かる。クサノの帰国時期について、ヴァレンティン・カルヴァリヨ著「弁駁書」に、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラツサ号燐沈事件（一六一〇年一月）後の訴訟に関する記述の中で、「ちょうどそ

の時、イエズス会のイルマンでアンドレという日本人がマカオから長崎に來た。⁽⁹³⁾とみえる。彼がグラッサ号または、これと相前後して一六〇九年夏マカオから長崎に渡來したポルトガル船に乗つて、帰国したことは確かにある。草野が一六〇九年に帰国したことは、後引一六一二年三月一〇日付日本発フランシスコ・ピレスの書簡からも分かる。コスタによると、草野はマカオ・コレジオに五、六年いたという。とすると、一六〇三一〇四年に日本からマカオに渡つた勘定になるが、それでは一六〇四年一月現在マカオ・コレジオにおいて、良心問題を二年或いは三年受講し終えていたことと矛盾する。恐らくコスタの思い違いであろう。

マカオ・コレジオに居住してプロクラドールの補佐を務めていた草野が、シナ人商人から借りた一〇〇〇クルザド程の商品を持つて帰国し、そのまま無断でイエズス会を脱会したとコスタは言う。マカオ駐在プロクラドールは長崎駐在プロクラドールと共に、日本イエズス会の貿易業務の主たる担当者である。草野はそのプロクラドールを補佐する立場にあつた。プロクラドールは広東市場で商品を仕入れ、マカオでポルトガル船に積載して長崎に輸送する。その際シナ人商人から商品を掛けで買

い、日本でそれを売却して後に、またはインドから船が入港してかねが届いてからその支払いをすることは、イエズス会の財務状態に関わりなく日常的に行われていた。⁽⁹⁴⁾これがとくに、一六〇七・〇八年と二年続けてマカオから長崎へのポルトガル船が欠航した辺りから、日本イエズス会の財務内容が急速に悪化して借金經營に陥る。⁽⁹⁵⁾当然それまで以上に、シナ商人から掛けで仕入れることも多くなつた。例えば一六一七年一月五日付けマカオ発ジエロニモ・ロドリゲスの総長宛て書簡には、イエズス会がマカオから日本へ送る商品の大部分は、掛けで仕入れたものだと記してある。⁽⁹⁶⁾

掛けで仕入れた商品を持つて帰国し、その売り上げを懷に脱会するということは、確かにその気になれば出来るわけで、プロクラドール補佐は誘惑の多い職務であつたと言えよう。しかし草野は、本当にコスタが言うような醜聞に属する悪行に及んだのであろうか。いささか検討を要する。第一、仮に草野にいかに悪意があつても、日本に帰国することが出来なければ事を為し得ない。故にこの一六〇九年に限つて、彼が帰国出来たのであるうか。

あつたが、その一つに、ポルトガル人“教商”ヴィセンテ・ロドリゲスと朱印船貿易家船本弥七郎との間の訴訟が絡んでいた。その訴訟については既に旧稿に記したが、⁽⁹⁷⁾要点を整理すると次の通りである。

一、船本弥七郎が安南国行きの朱印状の下付を受けて一六〇七年末～〇八年初日本を発つてコチンシナに向かつた船が、往路マカオで座礁した。

二、“教商”ヴィセンテ・ロドリゲスは一六〇九年夏、生糸八〇〇～九〇〇アローバ(=一〇〇～一二五ピコ)、絹織物一〇〇余箱その他の商品を積載した一小船を日本に送つた。

三、二のロドリゲスの持ち船は、ノツサ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号と相前後して長崎に着き、折から事件が勃発したことが幸いしてロドリゲスは積載商品を高値で売りさばくことが出来、莫大な利益を得た。

四、三のロドリゲスの得た利益に対し、船本弥七郎が分け前を要求した。二のロドリゲスが各種商品を積んだ船を日本に送り出すに当たつての資金が、ロドリゲス一人の資金か、それとも一の座礁した船本の朱印船積載の銀等の財が含まれるかが、両者の言い分の相違点であつた。

五、訴訟が長崎奉行に提起された。奉行は本件の審理に当たり、折から日本に来ていたイエズス会イルマン草野アンドレから、マカオでの経緯について聴取した。六、長崎奉行は結局判決を下すことをせず、ヴィセンテ・ロドリゲスが船本に対し一〇〇タエルを支払うことで示談に導いた。

以上の如き一件において、草野は五に記した通り、審理の過程で長崎奉行から証人として証言を求められた。本訴訟に関してここで繰り返すことは避けるが、ただ旧稿ではさして注目もしなかつたイルマン草野がこちらでは主役なので、彼が絡む範囲内で少し記述する。まず関係史料を四種挙げる。先に引用した一六一二年二月二六日付けニコラオ・ダ・コスタの書簡を史料一とする。

これに関連する内容の、一六一二年三月一〇日日本発、イエズス会士フランシスコ・ピレスの総長補佐宛て書簡を、史料一aとして次ぎに引用する。(この史料は難解であるが、次のような意味だと思う。適宜理解を助ける語を「」に入れて補つた)。

史料一 a

「アマカオに何年かいたイルマン草野アンドレは、日本に来た時に、シナ商人たちから借りて買った多くの

財^{ファット}をナウ船に積んで齎らした。「その」ナウ船で来た

フランシスコ・ロボ、ジョアン・デ・ミラン、セバスティアン・ヴィエイラといったパードレたちは、この財のことをパードレ・フランチエスコ・パシオに知らせた。

しかし同パードレ「パシオ」は、「三人の」パードレたちの言うことを信用しなかったものか、または見て見ぬ振りをしようと思ったのか、彼をプロクラドール事務所

に自由に入りさせ、ナウ船で齎らされたイエズス会の財^{ファット}の陸揚げを助けさせた。イエズス会の「財の」後で、[草野] アンドレは自分の「財」を陸揚げした。

彼「草野」はそれを確保した上で、パードレ・メスキータを介してパードレ・パシオに伝言を送り、「イエズス会脱会の」許可を自分に与えてほしい、と求めた。

伝言を送つて、その返事を待たずに彼「草野」は、「長谷川」左兵衛の力を藉りて「長崎」市内で手に入れてあつた家^{カザス}に行つてしまつた。かくして彼「草野」は、ポルトガル人たちやイエズス会に対して大きな害をなした。というのは、彼「草野」は左兵衛に次のように言つたからである。彼「左兵衛」がシナで買って来させた反物^{ペッサス}を、われわれ「イエズス会士」が内府様に転売してしまつた、と。」

難解な文章故、まず右の内容を整理する。

一、イルマン草野アンドレは一六〇九年夏帰国する時、シナ商人たちから掛けで買った多くの商品を齎らした。(それが一六〇九年だということは、同行のパードレたちの来日時から明らかである)

二、同行したパードレ三人が準管区長パシオにそのことを報じたが、パシオはそれを問うことなく、それどころか草野には、長崎のプロクラドール事務所への出入りをも許した。

三、草野は掛けで買った自分の商品も陸揚げして確保した上で、準管区長の許可を待たずに脱会した。草野が脱会後の住まいを手当てるについては、長崎奉行長谷川左兵衛の世話になつた。

四、長谷川左兵衛がイエズス会に依頼して買ってきてもらつた商品を、イエズス会は徳川家康に売つてしまつたと草野が左兵衛に告げた。そのため、左兵衛はイエズス会・ポルトガル人に対する悪意を抱いた。

右の史料一-aを先の史料一と対比して、史料一には草野がシナ商人から掛け買いをした商品について、二〇〇〇〇クルザド程とその金額が明記されているのに対し、

史料一-aにはそこまでは記されていない。逆に史料一には書いてないが、史料一-aには準管区長パシオは通報があつても草野の行為に対して見て見ぬ振りをしたとある。日本イエズス会内で個人的な非公認の商業活動が横行し、罪悪感が麻痺してしまっていたと見ることも出来ようが、一方そこで扱われた商品が二〇〇〇クルザドもの高額であることを考慮すると、果たして草野個人の商売だけであつたものか、それとも彼——彼個人と言うよりイエズス会が受託した取引も含まれていたのではないか、準管区長パシオもそこに何らかの関わりを持ち、草野の行為をあまり糾弾出来ない立場にあつたのではないか、という推測も成り立つ。

パシオには、草野を長崎のプロクラドール補佐として使おうという気持ちがあつたらしいということ、草野が掛け買いをした商品を手にしたまま無断で（或いは無許可で）イエズス会を脱会したこと、および長崎奉行長谷川左兵衛と草野との間には、かなり緊密な交渉があつたらしいという点では、史料一・史料一-a共通している。

史料一としてフランシスコ会士セバスティアン・デ・サン・ペドロの文書を挙げる。これは三點ある。a、一六一七年一月二十五日付け、ローマ。⁽¹⁰⁾ b、一六一七年五月

一二二日付け、ローマ。c、恐らく一六一五年にマニラで記述された文書。ただしこの文書は、イエズス会士ヴァレンティン・カルヴァリヨ著「弁駁書」中の引用文の形でのみ伝存する。

セバスティアンのこの三文書は、イエズス会弾劾のために作成したものであるが、本訴訟およびそこでイルマン草野アンドレの役割等について、ほぼ同じ記述をしている。ここではbの一部を引用する。

史料一、一六一七年五月一二日付け、ローマ、フランシスコ会士セバスティアン・デ・サン・ペドロの文書。「イエズス会パードレたちの特別の信徒であり代理人であつたヴィセンテ・ロドリゲス」という者と、長崎の人でベルナルド「船本弥七郎」という日本人との間で訴訟が行われたので、奉^{ゴベルナルド}行の「長谷川」左兵衛は二人の間の一件に決着をつけ、裁決を下すために、イエズス会のパードレで、ドン・ルイス・セルケイラという日本の司教と、長崎に居住するすべての行政官たち、および外部の重立つた何人かの人々を召集した。彼らの意見に基づいて、ベルナルドというその日本人キリスト教徒に有利な判決を下した。〔中略〕

イエズス会パードレたちが上述の判決の不当なること

を自分のせいにしていることを知つたので、彼「左兵衛」は、「草野」アンドレスというイエズス会の日本人

イルマンを呼んだ。そしてあの訴訟の一件について眞実を語つてくれないかと彼に尋ねた。イルマン・アンドレスはその件での目撃者テスティゴ・デ・ビスター人であったので、パードレたちの言葉に反したことであつても、眞実を彼に語つた。パードレたちはこれを知り、彼から修道服を剥奪し、イエズス会から追放した。

史料三、ドミニコ会士アロンソ・デ・メーナの文書。何時執筆したのかは記されていないが、本文書を紹介したホセ・デルガード・ガルシア神父は、一六一三年と推定する。彼はその頃は九州各地で布教をしていた。

「アンドレ・ペツソアのナウ船「ノツサ・セニヨー

ラ・ダ・グラッサ号」が失われた時に、船本ベルナルドという日本人が、いかなる内容か分からぬが、財貨の件でヴィセンテ・ロドリゲスというポルトガル人と争いを起こした。彼らはこの長崎市に来て、左兵衛に訴訟を提起した。「イエズス会」パードレたちはそのポルトガル人「ヴィセンテ・ロドリゲス」に与し、相手「船本ベルナルド」は長崎の当安ウオトナスと乙名たちを呼んだ。その日本人の方に道理があると誰にも思われた。左兵衛はその通

り宣告した。〔中略〕

左兵衛は、マカオから來ていたイルマン「草野」アンドレスを呼んで、すべての出来事を尋ねた。それに対し彼は眞実を語つた。そのため彼「イルマン草野アンドレス」はパードレたちの不興を買ひ、「パードレたちは」彼が許可を求めて教会イグレシアを去らねばならないように仕向ハシケけた。」

ドミニコ会士メーナは基本的には、史料二のセバスティアンと同じ趣旨を記載している。ただセバスティアンは、眞実を証言したイルマン草野アンドレに怒ったイエズス会パードレたちが彼を会から追放した、と記すのに対し、メーナは、草野の方から脱会せざるを得ないよう仕向けた、と書いている。

史料四、イエズス会士ヴァレンティン・カルヴァリヨ著「弁駁書」（一六一五または一六年）。

「訴訟」という出来事を生んだ第一の史実のこの問題を、われわれは次のように結論づけよう。即ち、前述のヴィセンテ・ロドリゲスは言語においても、日本の事情においても経験に富んでいたので、よく納得出来る諸理由を挙げて自らを弁護し、さらに、もし彼に不利な判決が出たとしたら、彼の権利を申し立てるために政府へ行くと

いう態度さえ示したので、左兵衛はそのことをさらに考え、判決を下そうとせず、当事者双方が和解するようになさせた。そして結局、双方は二〇〇〇タエルで折り合つた。もつとも、左兵衛は直ちにその二〇〇〇タエルをわがものとした。以上のことと、訴訟當時長崎にいた信用出来る人々が言つてゐる。

第二の史実について回答する時である。フレイ・セバステイアン「・デ・サン・ペドロ」はここで、アンドレというイルマンが先の一件について真実を左兵衛に話した、と述べている。回答するが、われわれはアンドレが左兵衛に話した内容を知らない。ただアンドレはそれほどではないとしても、多少とも左兵衛に寄与するようなことをした、とわれわれは大いに推測している。というのは、彼は当時イエズス会から出ようとしており、修道会を去つたら左兵衛に目をかけてもらうために、彼の得意を得ようとしていたからである。

パードレ「セバステイアン」はさらに次のようなことを言う。われわれがことをうまく運ぼうとしてこのイルマンから修道服^{アビト}を剥奪したのであり、それは彼がわれわれにとつて不利なことを言つたからであろう、と。回答する。〔中略〕このイルマン・アンドレはわれわれに

よつてイエズス会を追放されたのではなく、彼自身が上長たちの意に反し、許可なしに会から出ていったのである。⁽¹⁰⁶⁾

以上、イルマン草野アンドレに関する五点の史料が出揃つた。尚五人の執筆者は皆、一六〇九・一六一〇年当時日本にいた。この内、史料一（ニコラオ・ダ・コスターの書簡）は船本弥七郎とヴィセンテ・ロドリゲスとの間の訴訟には触れず、草野がシナ商人から掛けで買った二〇〇〇クルザド程の商品を横領して、イエズス会を脱会したという彼の悪行のみを記す。ただ草野に長崎奉行長谷川左兵衛と緊密な交渉があり、脱会後も奉行所にて奉行のために力になろうとしたと見える。史料一aは、これと異同はあるが、訴訟絡みの史料として読むなら、基本的には同じだと言つてよい。

これに対し、史料二～四はその草野の悪事には触れず、長崎奉行が訴訟を審理する過程で、真相を知る目撃証人として彼が証言をしたという話になつていて。史料一・史料一aと史料二～四との間には、この点大きな相違がある。

さらに史料一・史料三と史料四との間には、訴訟を巡る草野の証言と、それに絡んで草野がイエズス会を脱会

した事情について、大きな違いがある。つまり、史料二・史料三は、草野が真実を語ったという点では共通し、ただ史料一はそのためにイエズス会が彼を会から追放したというのに対し、史料三は、草野が自ら会を去らざるを得ないようイエズス会が仕向けた、とある。この点史料四は、イエズス会は草野の証言内容は知らない。彼は全く自発的に会を去ったのだ、という。

つまり、草野が真実を証言したということを否定出来るのは、どこにもないと言つてよい。史料四でカルヴァリヨが、草野の証言内容をイエズス会は知らない、と言うのは恐らく嘘であろう。訴訟の審理が進み、史料一・史料三は判決、史料四は示談と言うが、そのいづれであれ、訴訟の提起を受けた長崎奉行が船本とロドリゲス（イエズス会に近い）の間に立つて話に決着を付けたことは明確で、そこにおいて目撃証人がどう証言したかその内容がイエズス会側に伝わらない筈がない。

五点の史料について、夫々の要点を整理して次に示す。これを見て奇妙に思われる一致点は、史料一に見える草野が横領した商品の価値が二〇〇〇クルザド、そして史料四のロドリゲスから船本への示談金も二〇〇〇タカルだという点である。通貨単位が違うから厳密に言えば

	草野の帰国事情	草野の証言内容	草野のイエズス会脱会事情	判決(示談)内容
史料一	掛け買い商品（2000クルザド分）の横領	記載なし	掛け買い商品（2000クルザド分）の横領	記載なし
史料-a	掛け買い商品絡み	記載なし	掛け買い商品絡み	記載なし
史料二	記載なし	真実	会から追放処分	船本勝訴
史料三	記載なし	真実	脱会を余儀なくされる	船本勝訴
史料四	記載なし	知らない	自ら脱会	示談（ロドリゲスから船本へ2000タエル）

実際の価値は違うはずであるが、しばしばその辺が混乱する。つまり二〇〇〇クルザド＝二〇〇〇タエルと見なして記載されることは、珍しくない。もしも草野が二〇〇〇クルザド分の商品を横領したことが事実なら、彼がイエズス会を去った事情として恐らくこれが決定的な意味を持つたはずであるから、史料四において、草野が真実を証言したためにイエズス会が彼を追放したというセバスティアン・デ・サン・ペドロの記述は謂れない誹謗であるから、それを晴らそうといふのであれば、この事實を記せばそれで事足りるわけである。草野がシナ商人から二〇〇〇クルザド分の商品を横領したという史料一（史料一-aも要は同じ）の話は、果たして

事実であろうか。史料一・史料一aと史料二・四とは共に、何らかの錯誤を織り交ぜながらも、一本のストーリーを構成する挿話と見なすことは出来ないであろうか。一見その記述には決定的な異同があるかに見える五点の史料であるが、それにもかかわらずそこから確実な史実として抽出出来ることは、以下の通りであろう。すなわち、イルマン草野アンドレはグラッサ号およびヴィセンテ・ロドリゲスの持船が渡来した一六〇九年夏に帰国し、そして日本においてイエズス会を脱会した。折から提起された船本とヴィセンテ・ロドリゲスとの間の訴訟の審理の過程で長崎奉行は、ロドリゲスの持船が日本に渡来するについて、それがロドリゲス一人の資金によるものか、それともマカオで座礁した朱印船主船本弥七郎が共同出資者としてそこに加わっていたかという、本件において最も重要な両者の言い分の対立点を巡つて、その目撃証人である草野に証言を求めた。それに応じて草野は船本に有利となる証言をした。この証言が決め手となつて長崎奉行は事実上船本の勝訴とし、ロドリゲスが船本に二〇〇〇クルザド支払うことで決着を見た。

以上は恐らく、異論を差し挟む余地のない事実と言つてよいであろう。草野の証言はヴィセンテ・ロドリゲス

を不利にするものであつたことはもちろん、恐らくロドリゲスを擁護する立場にあつたと思われるイエズス会にとつても、はなはだ面白くないものであつたに相違ない。しかし草野のイエズス会脱会が、都合の悪い証言をしたためにイエズス会が追放したのか(史料二)、脱会せざるを得ないよう仕向けたのか(史料三)、或いはまた、証言内容とは関係なしに草野が自発的に脱会したのか(史料一・史料一a・史料四)——つまりイエズス会側の言い分)は、いずれが真相か決め手がない。この草野の脱会と不可分なのが、彼の帰国理由である。史料二・史料三によると、脱会は草野にとって不本意なものであつたわけだから、それでは彼は一体何のために帰国したのかといふ疑問が生じる。また史料四によつても、日本に帰つてから脱会しようという下心あつての帰国であれ、帰国後に何らかの理由で脱会する気になつたのであれ、いずれにせよ、然らばどのような理由あつて帰国出来たのか、という疑問が残ることは同じである。史料一・史料一aにしても、草野が個人的な取引をするという目的だけのために帰国するなど、出来るはずがない。

日本イエズス会はとくに支障のない限り、毎年マカオ・長崎間貿易を行つたが、その貿易業務を行うために

長崎駐在プロクラドールやマカオ駐在プロクラドールが、毎年ポルトガル船に乗つて両地を往復したわけではない。それぞれ補佐のイルマンがいたが、彼らについてもこの点は同じであろう。しかし何らかの重要な時期に際しては、補佐イルマンが渡海することもあつたであろう。

一六〇九年は、前年有馬晴信の朱印船のマカオ寄港滞留中に騒擾事件が勃発、日葡間に暗雲が垂れ籠めていた。現に一六一〇年一月のノッサ・セニヨーラ・ダ・グラツサ号燔沈事件にまで発展する。しかもこの年イエズス会はマカオから、例年よりもはるかに大量の一三〇キントルもの生糸を同船に積載して日本にもたらしたことは、先に引用したディオゴ・ピントの書簡に見えた通りである。それだけではなく、船本弥七郎の朱印船が矢張り前年マカオで座礁し、同船積載の銀等が恐らく何らかの形ゲスの小船が、同じ一六〇九年夏日本に渡航する。これなどもいすれ日本において、何らかのトラブルの発生を予想させるものであつたと言える。しかも一六〇七、〇八年はポルトガル船が欠航しており、一六〇九年の長崎での取引は、うまくいけばポルトガル・イエズス会側にとつてかなり有利な商いとなることが期待出来た。

このような状況下にあつて、イエズス会がマカオからプロクラドール補佐、つまり草野を日本に遣わしたとしても、不自然ではない。草野はイエズス会のプロクラドール補佐という職務上、問題の船本とロドリゲスとの争論についても、その真実を知り得る立場にあつたと言つてよい。長崎奉行に求められるまま、正直に証言した。それがヴィセンテ・ロドリゲスを不利に陥れた。ロドリゲスの背後にはイエズス会があつた。草野はイエズス会に留まることが出来なくなつた。

ここまで余り無理のない推理と言つてよいであろう。最後に残るのが、二〇〇〇クルザドの件である。史料一には、草野がシナ商人から借りた二〇〇〇クルザド分の商品を持って帰国し、これを横領してイエズス会を脱会、長崎奉行所に行つたと見えた。個人でかなりな量の商品を持つて帰国するなどといふことが果たして可能なのか。先に史料一-aを紹介した所で記した如く、これは草野個人というよりイエズス会が受託した取引が含まれたという推測も可能である。

つまり史料一・史料一-aは、草野にはマカオを発つ前から既に悪意ありと決めつける内容であるが、悪事を働くいた彼がその後長崎奉行所に出向いたという話は、ちぐ

はぐで据りが悪い。史料一～四により彼が証言をしたことは確かだとして、そのような草野が証言をしても、果たして審理の行方を左右するだけの力を持ち得たであろうか。

史料一の、草野がシナ商人から借りた二〇〇〇クルザード分の商品を横領した話と、史料一～四の、シナ人ではないがヴィセンテ・ロドリゲスが船本に二〇〇〇タエルを支払つたこととの間に、何らかの脈絡を探ることは出来ないのであるうか。推測を逞しくすれば様々な考え方もある可能であるが、史料的裏付けのない憶測は控えるとしても、ロドリゲスとイエズス会とが近い関係にあるばかりに、草野の証言のためにロドリゲスがそれだけの金額を船本に支払わねばならない羽目になつたことが、多少屈折した形で史料一に記述されたと考えること位は許容されるようと思つ。

岩波書店、一九九三年、一八九頁。

(4) 同教会の焼失と再建については、拙稿「マカオのコレジオ」(『史学』六七ノ一)四〇頁、註(32)に記した。

(5) Jap. Sin. 15-I, f. 4.

(6) 拙稿「マカオのコレジオ」四(『史学』六七ノ一・四)五四頁。

(7) Jap. Sin. 15-I, f. 4, 4v.

(8) Josef Franz Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, Romae, 1975, pp. 484, 485, 689, 694.

(9) Ibid., p. 485.

(10) 拙著『キリストン時代の研究』岩波書店、一九七七年、五九〇頁。

(11) 拙稿「マカオのコレジオ」四、五三～五八頁。

(12) 拙著『キリストン時代对外関係の研究』吉川弘文館、平成六年、三八八・三九〇頁。

(13) 拙稿「マカオのコレジオ」四、五四頁。

(14) 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九九三年、四五六頁。

(15) 拙稿「糸割符制度をめぐる諸問題」下(『史学』五六ノ一)六三・六四頁。

(16) 五野井隆史「一六一〇年長崎沖におけるマーチレ・ティ・チウス号焼打に関する報告書」(『キリストン研究』一六輯)三〇一・三〇四〇・三五三頁。

(17) 拙稿「マカオ＝長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」(『社会経済史学』四八ノ一)七〇頁。
 頁。

(3) Jap. Sin. 14-II, f. 186v. 拙訳『イエズス会と日本』一、

(18) 『史籍雜纂』第一、一五八頁。

注

- (19) 『支那雑纂』第11回～15回。波書店、一九九〇年、151頁。
- (20) 指著『ヤリハタハ時代对外関係の研究』四八九頁。
- (21) 『支那雑纂』第11回～15九頁。
- (22) Jap. Sin. 31, f. 368v. C. R. Boxer, "Antes quebrar que torcer" ou (pundonor português em Nagasaki, 3-6 de janeiro de 1610), Instituto Português de Hongkong, Boletim, no. 3, 1950, p. 188. 五野井隆史「前掲論文(『ヤリハタハ研究』)」(中翻)111回○真。
- (23) Jap. Sin. 31, f. 368v. Boxer, op. cit., p. 188. 田嶋井、前掲論文、111回○真。
- (24) British Museum, 9860, f. 204. Boxer, op. cit., pp. 192, 193.
- (25) British Museum, 9860, f. 204. Boxer, op. cit., p. 198.
- (26) Jap. Sin. 31, f. 361v. Boxer, op. cit., pp. 165, 166. 田嶋井、前掲論文、111回○真。指稿「米朝符制度をめぐる諸問題」12回～14回。
- (27) 1例じやれなこが、『教商』ペニロ・マルティンス・ガイオおよびカイセント・ロドリゲスからマカオ・コルジオに對して、その種の品物の形で行われた喜捨の事例を旧著に記した。指稿『ヤリハタハ時代对外関係の研究』四九五頁。
- (28) 指稿「マカオのコルジオ」1回、五回真。
- (29) Schütte, Monumenta, pp. 1165, 1291.
- (30) Ibid., p. 1149. 指稿『ヤリハタハ時代对外関係の研究』111回～12回八頁。
- (31) Jap. Sin. 16-I, f. 77. 指稿『ヤリハタハ研究』11回、二回『ヤリハタハ人物の研究——邦人同祭の卷——』指
- (32) Jap. Sin. 16-II, f. 103v. 指稿『イニズス奈良日本』11回～12回。
- (33) Jap. Sin. 16-II, ff. 122v., 123. 指稿『イニズス奈良日本』11回～14回。
- (34) Jap. Sin. 35, f. 49v. 指稿『イニズス奈良日本』11回～11回真。
- (35) Jap. Sin. 36, f. 187. 指稿『イニズス奈良日本』11回～14回・四六五頁。
- (36) 指著『ヤリハタハ時代の研究』118回～119回。指稿『ヤリハタハ時代の研究』118回～119回真。
- (37) 指稿「マカオのコルジオ」1回、五回真。
- (38) Jap. Sin. 15-I, ff. 118, 118v., 119.
- (39) Schütte, Monumenta, p. 1160.
- (40) 指稿「マカオのコルジオ」11回(『支那』六五〇回)～19回。
- (41) 指稿「マカオ・コルジオの創設じやこト——巡察師ガヤリニヤーへの見解を中心にして——」(『ヤリハタハ教史学』五〇回)11回真。
- (42) Schütte, Monumenta, pp. 453, 454, 496, 497, 511.
- (43) Ibid., pp. 409, 1205.
- (44) Ibid., pp. 409, 1204.
- (45) Ibid., pp. 409, 519, 1253.
- (46) Ibid., pp. 409, 1310.
- (47) Ibid., pp. 409, 519, 1205. 木村ひづはチース

三弘文館、昭和二八年があ。画軸、七頁、一五九頁、

九六年シマカホノ渡航した日本人イヘルマハ五人ノ記述。

(48) Schütte, Monumenta, p. 1263.

(49) Ibid., p. 1190.

(50) Ibid., pp. 453, 454.

(51) Ibid., p. 1296.

(52) Ibid., p. 1190.

(53) Ibid., pp. 519, 1197.

(54) Ibid., pp. 519, 1249, 1250.

(55) Ibid., pp. 454, 514, 1210.

(56) Ibid., pp. 630, 1329.

(57) Ibid., pp. 508, 558, 1196.

(58) Ibid., pp. 487, 1240.

(59) Ibid., pp. 487, 488.

(60) Ibid., pp. 496, 497.

(61) Ibid., pp. 513, 514.

(62) Ibid., pp. 496, 497, 511, 514.

(63) Ibid., p. 487.

(64) 藤原「マカホ・ノスハホの眞諦ノヒシテ——織姫
ガトニリヤーヘの眞諦ノ母心ノ——」一一九頁。

(65) 藤原『キニハタノ歴代对外關係の研究』二八〇・二八

一・二九頁。
66 藤原「マカホのノスハホ」四、五五・五八頁。
67 藤原「マカホのノスハホ」五、一一一・五四頁。
68 J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae, 1968, pp. 326, 327, 343,

344.

(69) Jap. Sin. 15-II, f. 219v. Schütte, *Introductio*, p. 344.

(70) Schütte, *Monumenta*, p. 1266. Francisco Rodrigues, A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões, Pôrto, 1935, p. 45.

(71) Schütte, *Monumenta*, p. 1282.

(72) Ibid., pp. 685, 858, 859, 1165. 藤原「マカホのノスハ

ホ」五、五四頁。

(73) Schütte, *Monumenta*, pp. 484, 1139.

(74) Ibid., pp. 510, 1218.

(75) Ibid., pp. 882, 1284.

(76) Ibid., pp. 425, 496, 511, 513, 1054. Joseph Dehergne, Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800, Roma-Paris, 1973, pp. 76, 77.

(77) Schütte, *Monumenta*, pp. 676, 1149.

(78) Ibid., pp. 954, 1264.

(79) Ibid., pp. 484, 1180.

(80) Ibid., pp. 485, 1211.

(81) Ibid., pp. 961, 1323. 藤原『キニハタノ歴代对外關係

の研究』二八七・二九〇・二九一・二九二・大國二一一大

二二・二九三頁。

(82) Schütte, *Monumenta*, pp. 444, 1183.

(83) Ibid., pp. 486, 496, 1171. Joseph Dehergne, op. cit., p. 89.

(84) Schütte, *Monumenta*, pp. 513, 1156.

(85) Ibid., p. 1300. Joseph Dehergne, op. cit., p. 256. Jap.

- Sin. 14-I, f. 154.
- (86) Schütte, Monumenta, pp. 579-587.
- (87) Ibid., p. 1210.
- (88) Ibid., p. 454.
- (89) Ibid., p. 487.
- (90) Ibid., p. 497.
- (91) Ibid., pp. 511, 512.
- (92) Ibid., p. 514.
- (93) Valentim Carvalho, Apologia, Biblioteca Nazionale Centrale Vittorio Emanuele II, Fondo Gesuitico 1469, n. 70.
聖職『ヘンバヌスの正本』 11' 国八六頁。
- (94) 聖職『キリスト教の歴史的研究』 11K7~11O1頁。
- (95) 国右、11国11・11国11・11五五頁。
- (96) Jap. Sin. 17, f. 56. 聖職『キリスト教の歴史的研究』 11
八一頁。
- (97) 聖職『キリスト教の歴史的研究』 11' 11K11~11K12頁。
- (98) Jap. Sin. 15-II, f. 215v. 聖職『ヘンバヌスの正本』 11
11K13・11K14頁。
- (99) Schütte, Monumenta, pp. 1217, 1237, 1323.
- (100) 聖職『キリスト教の歴史的研究』 11' 11K15~11K16九頁。
- (101) Real Academia de la Historia, Cortes, 566, f. 185v. 聖
職『ヘンバヌスの正本』 11' 11K11頁。 聖職『キリスト教
の歴史的研究』 11' 11K12頁。
- (102) Cortes, 566, f. 370. 聖職『ヘンバヌスの正本』 11' 11
11七頁。
- (103) Carvalho, Apologia, núm. 70. 聖職『ヘンバヌスの正
本』 11' 11K11頁。
- (104) ホセ・ペルガーデ・ガルシーア編注、佐久間正訳『福
者アロハノ・デ・メナオ・ラ・書簡・報告』 キリシタ
ン文化研究会、昭和五七年、115~119頁。
- (105) 国右、11O1・11O11頁。 なお聖ロザリオ画図の所蔵
になる原文書の写しだ、ホセ・ペルガーデ・ガルシア
神父から提供を受けた。
- (106) Carvalho, Apologia, núms. 73, 74. 聖職『ヘンバヌス
の正本』 11' 11K12~11O1頁。
- (107) Schütte, Monumenta, pp. 1149, 1160, 1273. Bernward
H. Willeke, "Relación del P. Sebastián de San Pedro, O. F.
M. sobre los comienzos y las causas de la grande persecu-
ción de los cristianos en el Japón (1614)", Archivum
Franciscanum Historicum, An. 78 (1985), pp. 33, 34. 長
矢・ケルカニ・カルハーネ編注、佐久間正訳、前掲書
11K・11七頁。